により前年度末までに	により
国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査
当該人口をいう。以下この条	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項
常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）	特例人口
昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
同項の人口	特例人口

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（道路の延長及び面積の補正）	（道路の延長及び面積の補正）
第三条　前条の規定により算定した道路の延長及び面積は、次項から第五項までに規定する方法によつて、補正するものとする。	**第三条**　前条の規定によつて算定した道路の延長及び面積は、次項から第五項までに規定する方法によつて、補正するものとする。
［2　略］	［2　同上］
3　前項の規定により補正された道路の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に係る道路の延長（前条の規定により算定した道路の延長（当該道路の延長が同条に規定する率を乗じて算定される場合には、当該率を乗じる前の同条に規定する道路の延長）をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。	3　前項の規定によつて補正された道路の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）に係る道路の延長（第二条の規定によつて算定した道路の延長（当該道路の延長が第二条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の第二条に規定する道路の延長）をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。
［表　略］	［表　同上］
［4　略］	［4　同上］
5　前項の規定により補正された道路の面積は、更に、当該市町村に係る道路の面積（前条の規定により算定した道路の面積（当該道路の面積の算定の基礎となる道路の延長が同条に規定する率を乗じて算定される場合には、当該率を乗じる前の同条に規定する道路の延長に当該道路の面積）をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。	5　前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、当該市町村に係る道路の面積（第二条の規定によつて算定した道路の面積（当該道路の面積の算定の基礎となる道路の延長が第二条に規定する率を乗じて算定される場合においては、当該率を乗じる前の第二条に規定する道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定した道路の面積）をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。
［表　略］	［表　同上］
6　第三項及び前項の人口は、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口による。ただし、当該公示のあつた後において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該市町村の人口を告示したときは、その人口による。	6　第三項及び前項の人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口による。ただし、当該公示のあつた後において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該市町村の人口を告示したときは、その人口による。